

北斗市児童クラブ 令和2年度の受付が始まります

市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後に適切な遊びや読書、集団活動等を通じ、開設時間の中で楽しく過ごさせることを目的として、放課後児童クラブを開設しています。4月からの利用について、次のとおり受け付けますので、ご希望の方はお申し込みください。

●利用できる要件／保護者が就労・長期の疾病・家族の介護等により日中家庭で児童の面倒をみるできない場合。

なお、就労の状況がなくなるなど、要件を満たさなくなった場合は、速やかに子ども・子育て支援課へ連絡してください。

●対象児童／市内の小学校に就学している6年生までの児童です。

障がいのある児童のご利用については、集団生活が困難だと判断されたときは、児童クラブの入会をお断りさせていただく場合もありますので、子ども・子育て支援課まで必ずお問い合わせください。

●開設場所／お住まいの区域によって、利用できる児童クラブが指定されています。何らかの都合（部活動や習い事のため、自宅以外（祖父母宅等）に帰宅するため等）により、区域外の児童クラブを利用したい場合は、別に「区域外児童クラブ登録申請書」を提出してください。（児童クラブや総合分庁舎市民窓口課等では手続きできません。）なお、「区域外児童クラブ登録申請書」を提出していても、申込状況等により変更ができない場合や、変更後、年度の途中で変更しても利用者増等により区域の児童クラブへ移動する場合があります。

※令和2年度より、第二上磯児童クラブを上磯C児童クラブとし、開設場所が高齢者センターから上磯小学校に変更となります。また、谷川児童クラブの開設場所が谷好住民

センターから谷川小学校に変更となります。【下表】

●開設日／日曜、祝日、お盆（8月12日～8月14日）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日開設。

（平日「月～金」午後1時～午後6時、土曜日・学校長期休業日 午前8時30分～午後6時）

●利用料／月額1,000円（4月以降に納入通知書を送付いたします。）

●保険料／1人当たり月額800円

児童クラブ活動中の怪我に備えて、傷害保険（スポーツ安全保険）に加入していただきます。

●申込方法／市役所子ども・子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所で配布する、「放課後児童クラブ加入申込書」に必要事項を記入のうえ、保険料800円を添えて、配布場所または各児童クラブへ提出してください。なお、新1年生については入学説明会時に加入申込書を配布します。

現在、児童クラブを利用している児童は、加入申込書を各児童クラブで配布しますので忘れずにお申し込みください。申込がないと、4月1日以降利用することができなくなります。

●申込期日／2月3日(月)から2月28日(金)まで。申込期日以降も随時受け付けますが、児童クラブでは受け付けできません。

市役所子ども・子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所へ提出してください。

問 市役所子ども・子育て支援課保育係

「内線166」

クラブ名称	実施場所	対象区域
上磯A児童クラブ 上磯B児童クラブ 上磯C児童クラブ	上磯小学校	上磯小学校区
久根別A児童クラブ 久根別B児童クラブ	久根別小学校	久根別2丁目、東浜1～2丁目、七重浜8丁目、追分4丁目
第二久根別児童クラブ	久根別子育て支援拠点施設 (旧第二東光保育園)	久根別1丁目、久根別4丁目、久根別5丁目
第一浜分A児童クラブ 第二浜分A児童クラブ	浜分中学校	追分2丁目(1～16番、20～37番) 追分1丁目、七重浜5～7丁目
第三浜分A児童クラブ 第三浜分B児童クラブ	浜分ふれあいセンター	七重浜1～4丁目
第四浜分児童クラブ	追分福祉センター	七重浜8丁目、追分、追分2丁目(17～19番、38～71番)、追分3～7丁目
谷川児童クラブ 石別児童クラブ	谷川小学校 当別保育園	谷川小学校区 石別小学校区
大野A児童クラブ	新道会館	本町(消防署前通より北側)、本町1～4丁目、本郷、本郷1～2丁目、白川、細入、向野、向野1～3丁目、文月、村内
第二大野児童クラブ	さわやか会館	本町(消防署前通より南側)、本町5～6丁目、南大野、開発、清水川
市渡児童クラブ	市渡会館	市渡小学校区
萩野児童クラブ	東前子育て支援拠点施設 (東前西団地内)	萩野小学校区

